

農地所有適格法人報告書【新規要件確認用】

豊岡市農業委員会会長 様

報告書提出年月日

●●●●年●●月●●日提出

法人名 株式会社とよおか農場 ※印不要

代表者の氏名 代表取締役 豊岡太郎

主たる事務所の所在 豊岡市中央町2番4号

電話番号 (0796) 21-9021

メールアドレス ●●●●●●●●●●

農地法第2条第3項の農地所有適格法人の要件確認のため、下記のとおり報告します。

記

豊岡市以外にも経営農地がある場合は、内訳を記載してください。

1 法人の概要

経営面積 (ha)	田	9.0 (豊岡市8.2、●●市0.8)
	畑	3.5 (豊岡市2.0、●●市1.5)
	採草放牧地	なし
法人形態	株式会社	
設立年月日	昭和・平成・令和●●年●●月●●日	
事業期間	4月 1日から 3月 31日まで	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、小麦、大豆	農作業受託	造園業 飲食業 再生エネルギー販売業

農業以外すべての事業を記載してください。

農業以外の売上高について記入してください。
※農業の売上高が過半を占めていることを確認します。

(2) 売上高(実績又は見込み)

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前 (実績)	※団体未設立	—
2年前 (実績)	※団体未設立	—
1年前 (実績)	16,120,000円	2,600,000円
報告日の属する年 (実績又は見込み)	16,300,000円	2,500,000円
1年後 (見込み)	17,000,000円	2,500,000円
2年後 (見込み)	17,000,000円	2,300,000円
3年後 (見込み)	—	—

※団体設立時から4年分の売上高を記載してください。

例1) 今年設立の場合は、“報告の属する年”から“3年後”までの売上高

例2) 昨年設立の場合は、“1年前”から“2年後”までの売上高

常時従事者とは…農業(関連事業を含む)に携わる日数が①年間 150 日以上、又は
 ②「構成員一人当たりの年間総労働日数×2÷3」(この日数が
 60 日未満の場合は 60 日)以上、であれば要件を満たします。
 【例】300 日(法人年間総労働日数)÷4 人(構成員数)×2÷3=50 日
 ※60 日未満のため 60 日以上が要件となります。

3 農地法第 2 条第 3 項第 2 号関係

構成員全ての状況 **構成員…農事組合法人は組合員、株式会社は株主、持分会社は社員のこと**

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託 の内容
		農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
豊岡 太郎	50	所有権 賃貸借権 使用貸借権	12,000 5,000 6,000	300	300	
豊岡 花子	20			300	300	
豊岡 次郎	10			300	250	
豊岡 三郎	10			200	200	

所有権 …自己所有農地を法人に提供(出資または譲渡)しているもの
 賃貸借権 …自己所有農地を利用権設定等して法人と賃貸借契約(有償)を締結しているもの
 使用貸借権…自己所有農地を利用権設定等して法人と使用貸借契約(無償)を締結しているもの

100口 議決権の数の合計
 90% 「(1)農業関係者」の議決権の割合

●その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 300日

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権 の数
(有)とよおか農場フ ードサービス	10

農業関係者以外の者の議決権が、
 2分の1未満(50%未満)であること。

100口 議決権の数の合計
 10% 「(2)農業関係者以外の者」の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、**組合員名簿**又は**株主名簿の写し**を添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社」とは、農水省の承認を受けた投資会社・投資組合です。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事(農事組合法人)、取締役(株式会社)又は業務を執行する社員(持分会社)における、
 全ての農業への従事状況 **役員**の従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			※営業活動、経理事務等を含む		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
豊岡 太郎	豊岡市中央町2-4	代表取締役	300	300	300	300
豊岡 花子	同上	取締役	300	300	200	200
豊岡 次郎	同上	取締役	300	250	300	250
豊岡 三郎	同上	取締役	200	200	200	200

過半数が農業常時従事者[年間150日以上]であり、農作業従事者[年間60日以上]である役員(又は重要な使用人)が1名以上いる必要があります。

【記載例の場合】

過半数要件として農業常時従事者が3名以上、かつ、役員等要件として農作業従事者である役員が1名以上必要です。

農作業とは農業に直接必要な作業のことをいいます。帳簿等への記帳事務や集金などは含みません。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			※営業活動、経理事務等を含む		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

※(2)については、「(1)のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合」にのみ記載してください。

5 その他参考となるべき事項